

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2018-75430(P2018-75430A)

【公開日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2018-018

【出願番号】特願2018-212(P2018-212)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/07 (2013.01)

A 6 1 F 2/962 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/07

A 6 1 F 2/962

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月17日(2018.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの本体部品(2、24、25)を含む脈管ステントまたは心臓ステントであって、内蔵式人工器官の前記少なくとも1つの本体部品(2、24、25)の外側表面に少なくとも部分的に血栓形成要素(3)が設置され、前記内蔵式人工器官は、前記ステント(1)の設置の際に前記本体部品の表面近傍に前記血栓形成要素を保持するための少なくとも1つの選択的に非作動化可能な保持手段(33)を設けられ、前記少なくとも1つの本体部品の外側表面は少なくとも1つの端部領域を有し、前記端部領域は前記血栓形成要素に拘束されていない、脈管ステントまたは心臓ステント。

【請求項2】

前記血栓形成要素(3)は前記外側表面の少なくとも1つの領域にわたって、実質的に一様に分布される、請求項1に記載のステント。

【請求項3】

前記血栓形成要素(3)は長尺にされる、請求項1または2に記載のステント。

【請求項4】

各前記血栓形成要素(3)は前記血栓形成要素(3)の少なくとも1つの係留点(31)で前記本体部品(2、24、25)に取付けられる、請求項1～3の1つに記載のステント。

【請求項5】

前記血栓形成要素(3)は少なくとも1つのループ(34)を有する、請求項1～4の1つに記載のステント。

【請求項6】

前記ループは前記血栓形成要素の実質的に全長に沿って形成され、長尺の前記保持手段(33)が2つの要素の少なくとも2つのループのカバーゾーンを通過する、請求項5に記載のステント。

【請求項7】

少なくとも1つの選択的に非作動化可能な前記保持手段(33)が、前記血栓形成要素の前記少なくとも1つのループ(34)と作動的接続にあることによって、前記血栓形成

要素(3)を保持する、請求項5または6に記載のステント。

【請求項8】

前記1つの選択的に非作動化可能な保持手段(33)が、前記血栓形成要素の前記少なくとも1つのループ(34)と作動的接続にあることによって、少なくとも2つの前記血栓形成要素を保持する、請求項7に記載のステント。

【請求項9】

前記少なくとも1つの選択的に非作動化可能な保持手段は、送給システムの近位端に向かって引かれることによって非作動化することができる、請求項7または8に記載のステント。

【請求項10】

前記少なくとも1つの選択的に非作動化可能な保持手段は再吸収可能な材料から形成され、再吸収を介して非作動化可能である、請求項7から9の1つに記載のステント。

【請求項11】

前記少なくとも1つの選択的に非作動化可能な手段(33)は裂くことができる覆いを含み、前記覆いが裂けることを介して非作動化される、請求項7または8に記載のステント。

【請求項12】

前記血栓形成要素は少なくとも1つの医療用物質を設けられ、前記物質を送達するよう設計される、請求項1～11の1つに記載のステント。

【請求項13】

前記本体部品は概ね管状であり、前記血栓形成要素(3)は前記本体部品のまわりに周方向に延在する、請求項1～12の1つに記載のステント。

【請求項14】

前記本体部品は概ね管状であり、前記血栓形成要素(3)は前記本体部品に沿って軸方向に延在する、請求項1～12の1つに記載のステント。

【請求項15】

前記少なくとも1つの本体部品の外側表面は、前記血栓形成要素のない少なくとも1つの縁部領域(29、45、46)を有する、請求項1～14のいずれかに記載のステント。

【請求項16】

前記血栓形成要素(3)は、前記表面において或る場所に取付けられ、前記血栓形成要素(3)は、前記血栓形成要素(3)が前記本体部品(2、24、25)の軸方向縁部を越えて延在しないように選択されるサイズを有する、請求項1～15のいずれかに記載のステント。

【請求項17】

前記内蔵式人工器官は、主要部である2つの前記本体部品(24)および取付けられるかまたは取付け可能な脚部(25)を含む、二叉の内蔵式人工器官として構築される、請求項1～16の1つに記載のステント。

【請求項18】

前記内蔵式人工器官は、主要部である3つの前記本体部品(24)および2つの取付けられるかまたは取付け可能な脚部(25)を含む、三叉の内蔵式人工器官として構築される、請求項1～16の1つに記載のステント。

【請求項19】

前記主要部および/または前記脚部は、前記主要部に対する前記脚部(25)の取付けのための、先端を切られた取付け部分(27、28、46)を有する、請求項17または18に記載のステント。

【請求項20】

前記取付け部分は、前記血栓形成要素がない縁部領域を有する、請求項19に記載のステント。

【請求項21】

前記血栓形成要素は前記主要部上に設けられ、前記脚部（25）には前記血栓形成要素がない、請求項17～20のいずれかに記載のステント。

【請求項22】

少なくとも1つのステントおよび弁を含み、先在する心臓弁の領域に配置されることができ、弁機能の再建を可能にする弁タイプのものであって、前記弁の上流部分において、前記血栓形成要素によって引起される血栓形成効果が、弁周囲の漏洩における低減を可能にする、請求項1～21の1つに記載のステント。

【請求項23】

請求項1～22の1つに記載の内蔵式人工器官を含む送給装置であって、前記送給装置は、送給の間ににおいて前記内蔵式人工器官を圧縮しておくように構成される少なくとも1つのシースを含み、前記内蔵式人工器官は、前記シースと前記内蔵式人工器官との間の相対的移動を介して解放されるように配される、送給装置。

【請求項24】

前記装置は前記内蔵式人工器官の近くで前記血栓形成要素を保持するための保持手段を非作動化するための作動化機構を設けられる、請求項23に記載の送給装置。